

発行日：2023年4月1日

困りごとと 悩みごと ひとりでかかえていませんか？

人権相談



**06-4865-
3655**

総合生活相談



**06-4865-
3713**

相談日 月～金 9時～17時

※祝日・年末年始は除く

面接相談：要予約

※FAX、メールは24時間受付（対応は上記時間帯）

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会（豊中市委託事業）

〒561-0884 豊中市岡町北3-13-7 人権平和センター豊中内

☎06-6841-5300/FAX:06-6841-6655/メール：bwz37306@nifty.com

こんなときは、

人権相談

06-4865-3655

「これって人権侵害かも？」と思ったら、お気軽にお電話ください

* 部落問題

被差別部落であることを理由に、差別や不当な扱いを受けている方の相談をお聞きします。

* セクハラや パワハラ

さまざまな場面で起こっているハラスメント（嫌がらせ）に関する相談をお聞きします。

* 虐待・いじめ ・体罰

子どもや高齢者等への虐待についてご相談をお聞きします。当事者以外の「見た・聞いた」方からの相談もお聞きします。

* インターネット 上の人権侵害

インターネット上やSNSでの書き込みなどによる誹謗中傷や差別を受けた方の相談をお聞きします。

日常生活で
困ったら、

総合生活相談

06-4865-3713

日々の生活で感じる困りごと、悩みや不安について、なんでもご相談ください。